

---

プロジェクト **補足文書**

項目 **補足文書の追加の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、補足文書の公表について、ご了承をいただくことを目的としている。

## II. 補足文書の位置付け

2. 当委員会は、基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っている。IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）（また、IFRS S1 号及び IFRS S2 号をあわせて「ISSB 基準」という。）に関する付属ガイダンス並びに教育的資料等（以下「教育的資料等」という。）のうち、ISSB 基準の適用において参考となるものについては、SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるように、当委員会の了承を得たものを当委員会の補足文書<sup>1</sup>と位置付けることとしている<sup>2</sup>。
3. これまで、当委員会が、公表した補足文書は別紙 1 の通りである。

## III. 追加する補足文書

4. 当委員会の補足文書とすることを検討する教育的資料等（以下「本教育的資料等」という。）は、以下の通りである。
  - (1) 2025 年 8 月 18 日に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より公表された、教育的資料「ISSB 基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示」<sup>3</sup>（審議事項(3)-2）。

---

<sup>1</sup> 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 12 条

<sup>2</sup> 「中期運営方針」（2025 年 6 月 2 日公表）II. 3. (3)①「補足文書」

<sup>3</sup> <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/disclosing-information-anticipated-financial-effects.pdf>

## IV. 事務局による検討

### 分析及び具体的な文案

5. 本教育的資料等は、SSBJ 基準の適用にあたっても参考になると考えられることから、当委員会の補足文書とすることが考えられる。具体的な補足文書の文案は、審議事項(3)-2 のとおりである。

### 補足文書の構成

6. 補足文書の構成については、次の構成としている。

(1) 表紙

(2) 当委員会における補足文書の位置付けの説明

(3) 読み替え表

SSBJ 基準の文脈で ISSB より公表された教育的資料等の内容を考慮するにあたり参照するための、ISSB 基準と SSBJ 基準の項番対照表

(4) 当委員会事務局において日本語への翻訳を行った教育的資料等

## V. 事務局による提案

7. 以上の検討を踏まえ、本教育的資料等を、当委員会の補足文書として公表することが考えられるかどうか。

### ディスカッション・ポイント

補足文書の文案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

補足文書の文案について、当委員会の補足文書として公表するご了承をいただきたい。

以 上

## 別紙1 補足文書

これまで、当委員会は、次の教育的資料等を、当委員会の補足文書として公表している<sup>4</sup>。

補足文書	公表日
教育的資料「ISSB 基準を適用する際の ISSB の産業別ガイダンスの使用」	2025年8月20日
ガイダンス文書「IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」	2025年8月20日
教育的資料「IFRS S2号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」	2025年6月19日
IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に関する付属ガイダンス	2025年3月27日
IFRS S2号「気候関連開示」に関する付属ガイダンス	2025年3月27日
教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」	2025年3月27日
教育的資料「IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用」	2025年3月27日
教育的資料「現在の及び予想される財務的影響」	2025年3月27日
教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」	2025年3月27日
教育的資料「IFRS サステナビリティ開示基準におけるプロポーシヨナリティのメカニズム」	2025年3月27日

以上

<sup>4</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/supplementary\\_documents.html](https://www.ssb-j.jp/jp/supplementary_documents.html)